

生細胞観察システム

要求仕様書

令和5年6月

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団

I. 仕様書概要説明

1. 調達物品名および構成内訳

生細胞観察システム 一式

(構成内訳)

(1) 画像取得装置	1 式
(2) 制御 PC	1 台
(3) データ解析ソフトウェア	1 式

以上、搬入、据付、配線、調整、使用説明を含む。

2. 技術的要件の概要

- (1) 本調達装置に係る性能・機能及び技術等(以下「性能等」という)の要求要件(以下「技術的要件」という)は、II. 調達物品に備えるべき要件に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本財団が必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格になり、落札決定の対象から除外する。

3. その他

(1) 入札に関する留意事項

- ① 入札機器のうち医療機器に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められている製造の承認を得ている物品であること。
- ② 医療機器以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品を応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に関しては、提案装置が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、審査するに当たって、提案の根拠が不明確、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると判断した場合は、要求要件を満たしていないものとする。
- ② 提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがある。
- ③ 提出資料等に関する照会先を明記すること。

(3) 導入に関する留意事項

- ① 導入スケジュールについては、当財団と協議しその指示に従うこと。
- ② 搬入、据付、配線、調整に要するすべての費用は、本調達に含む。

II. 調達物品に備えるべき要件

<性能・機能に関する要件>

生細胞観察システムに求められる基本要件は次の通りである。

- ① インキュベータ内に設置し稼働できること。
- ② インキュベータ内で培養中の生細胞に対して、培養しながら拡大画像を撮像・解析できること。
- ③ タイムラプス観察・解析ができること。
- ④ 培養プレートの全景観察ができること。
- ⑤ オートフォーカス機能を有すること。
- ⑥ マイクロプレートが6枚以上同時に設置する機能を有すること。
- ⑦ マイクロプレートは6well/12well/24well/48well/96well/384wellが使用できること。
- ⑧ 画像取得方法は、HD位相差、及び蛍光2色(緑、赤)で検出する機能を有すること。
- ⑨ 4x/10x/20xの対物レンズを搭載し、切り替えは自動でできること。
- ⑩ ネットワーク機能を標準搭載し、ネットワークを介して、画像や解析結果を閲覧できること。
- ⑪ アッセイごとに倍率、タイムスケジュールを設定する機能を有すること。
- ⑫ 位相差像より細胞数を計測し、細胞の大きさや歪度、さらには蛍光輝度による分布解析が可能であること。
- ⑬ 財団ネットワーク(以下公財VLAN)に接続し、公財VLANに接続されている事務室などの離れた部屋のPCから機器の制御やリアルタイム観察・解析ができること。
- ⑭ 制御するPCは財団のドメイン管理下に置けること。
- ⑮ 制御するPCはウィルス対策ソフト、PC監視ソフトがインストールしても影響がないこと。
- ⑯ 制御するPCのOSはWindows 10 Proであること。

<性能・機能以外に関する要件>

1. 設置条件等

- (1) 本調達に生じる、搬入、据付、配線、調整を含むこと。
- (2) 納入場所は、京都大学 iPS 細胞研究所 1 階 307 室とする。納品については当財団職員の指示に従うこと。
- (3) 当財団が用意する一次側設備(電気設備:単相100V、2系統、15A、3Pコンセント)以外に必要な設備は供給者側において用意すること。なお、これに要する費用は、本調達に含まれる。

2. 保守体制等

- (1) 本装置の修理、部品の供給、その他のアフターサービスに対して速やかに対応すること。
- (2) 検収後1年間は保証期間とし、正常な使用状態において発生した障害については無償にて修理または、交換を行うこと。

3. その他

- (2) 取扱説明会の実施をすること。
- (2) 利用者に対して、本システムの使用方法及び日常保守についての教育訓練を実施すること。